

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月14日
【四半期会計期間】	第51期第1四半期（自平成27年4月1日至平成27年6月30日）
【会社名】	株式会社電算
【英訳名】	DENSAN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 轟 一太
【本店の所在の場所】	長野県長野市鶴賀七瀬中町276番地6
【電話番号】	026-224-6666（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 丸山 沢水
【最寄りの連絡場所】	長野県長野市鶴賀七瀬中町276番地6
【電話番号】	026-224-6666（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 丸山 沢水
【縦覧に供する場所】	株式会社電算東京支社 （東京都中央区新川一丁目28番25号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第50期 第1四半期 累計期間	第51期 第1四半期 累計期間	第50期
会計期間	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成27年4月1日 至平成27年6月30日	自平成26年4月1日 至平成27年3月31日
売上高 (千円)	2,743,572	2,501,406	12,942,228
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	173,485	190,305	487,808
四半期(当期)純利益又は四 半期純損失 ( ) (千円)	130,164	375,136	171,929
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,395,482	1,395,482	1,395,482
発行済株式総数 (株)	5,837,200	5,837,200	5,837,200
純資産額 (千円)	7,441,437	7,459,876	7,625,592
総資産額 (千円)	15,116,505	15,545,694	17,246,042
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額 ( ) (円)	22.75	68.67	31.03
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	34.00
自己資本比率 (%)	49.2	47.9	44.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用する重要な関連会社がないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第50期第1四半期累計期間は、1株当たり四半期純損失金額であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第51期第1四半期累計期間は、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため記載しておりません。また、第50期は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、輸出や生産部門の回復基調を反映し、株式市場が好調に推移し企業収益や雇用情勢が改善するなど、景気は緩やかな回復傾向で推移いたしました。しかしながら、ギリシャ債務問題等、海外景気の下振れのリスクも残っており、消費回復の先行きは不透明な状況が続いております。企業の情報関連投資は回復傾向で推移しているものの、当社が属する情報サービス業界におきましては、受注環境は依然として厳しい状況にあります。

このような状況のもとで、当社は、引き続き新規顧客の開拓並びに市区町村向けのシステムリプレイス、リース業向けリーストータルシステム、医療機関向け医事会計・電子カルテシステムなどの病院情報システム、番号制度導入に向けたマイナンバー管理の新システム及びデータセンターサービスの受注活動に注力いたしました。

当第1四半期累計期間におきましては、公共分野での法制度改正対応やシステムリプレイス、また産業分野でのリーストータルシステムの保守やコンテンツ・マネジメント・システム（CMS）構築等で概ね当初計画通りの売上を確保しましたが、全社的なシステム開発・導入案件の受注が減少したことにより、前年同期と比べ減収となりました。

また、平成27年5月13日に開示いたしました「投資有価証券売却益（特別利益）の計上に関するお知らせ」に記載のとおり、当社が保有するSinoCom Software Group Limitedの株式について、保有株式の一部を売却したことにより、当第1四半期において投資有価証券売却益を計上しております。なお、平成27年5月13日の開示の時点では、596百万円の投資有価証券売却益を計上することとしておりましたが、その後、当該株式を追加売却した結果、当第1四半期の投資有価証券売却益は676百万円となりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は2,501百万円（前年同期比8.8%減）、経常損失は190百万円（前年同期は173百万円の経常損失）及び四半期純利益は375百万円（前年同期は130百万円の四半期純損失）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### < 公共分野 >

定例業務である住民税・固定資産税・軽自動車税等の受託処理及び総合行政情報システム（Reams.NET）等のシステム使用料・保守料収入の他、臨時福祉給付金、介護保険制度等の法制度改正対応を行いました。また、番号制度に対応したシステム改修及び新総合行政情報システムの開発を引き続き進めております。

当第1四半期累計期間におきましては、上記の定例業務の他、財務会計システムリプレイス等により概ね当初計画通りの売上を確保したものの、前年同期に比べ法制度改正が少なかったこと、また新総合行政情報システムの研究開発により前年同期と比べ減収減益となりました。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は1,787百万円（前年同期比14.0%減）、営業損失は102百万円（前年同期は44百万円の営業損失）となりました。

#### < 産業分野 >

定例業務である給与計算、口座振替等の受託計算処理及びインターネット接続サービスの他、リース業向けリーストータルシステムの保守、医療機関向け病院総合情報システムの導入・保守、データセンターサービスの提供等を行いました。

当第1四半期累計期間におきましては、上記の定例業務の他、リーストータルシステム及びコンテンツ・マネジメント・システム（CMS）の構築等で前年同期に比べ増収増益となりました。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は714百万円（前年同期比7.2%増）、営業損失は86百万円（前年同期は132百万円の営業損失）となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末と比較して1,700百万円減少し、15,545百万円となりました。これは主に現金及び預金が1,721百万円、商品が105百万円、仕掛品が144百万円及び繰延税金資産（固定資産）が129百万円増加したものの、受取手形及び売掛金が2,971百万円及び投資有価証券の売却により投資有価証券が764百万円減少したことによるものです。

負債は前事業年度末と比較して1,534百万円減少し、8,085百万円となりました。これは主に前受金が336百万円増加したものの、買掛金が526百万円、短期借入金が460百万円、未払金が410百万円及び賞与引当金が334百万円減少したことによるものです。

また、純資産は前事業年度末と比較して165百万円減少し、7,459百万円となりました。これは主に四半期純利益により375百万円増加したものの、期末配当により94百万円及び投資有価証券の売却によりその他有価証券評価差額金が478百万円減少したことによるものです。

なお、自己資本比率は、47.9%（前事業年度末44.2%）となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、平成26年10月30日開催の取締役会の決議により当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

### I 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けが行われる場合、当該行為が当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付け行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社の事業及び財務の内容ならびに当社の企業価値を理解し、当社の企業価値の源泉を中長期的に確保・向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益が毀損されることとなります。また、当社株式の大量買付けを行う提案を受けた際、株主の皆様が最善の選択を行うためには、大量買付け行為が当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、そのために必要な情報や時間が確保されないまま大量買付け行為が強行される場合には、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益が毀損されることとなります。

当社は、そのような当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付け行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保する必要があると考えております。

### 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社においては、「Reams（リームス）」に代表される当社の技術・知識・ノウハウが最大限活かされて開発された各種ソフトウェア資産、技術・知識・ノウハウが蓄積された人材、お客様密着型の企業文化、提携ビジネスパートナーとの協働関係の確立、及び独立系情報サービス企業であることなどが、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の源泉であると考えております。当社は、これらの企業価値の源泉を踏まえ、成長企業としての基盤構築、積極的な人材育成による技術力の向上、次期システムの研究開発及び設備投資、システム開発の品質・生産性向上といった諸施策を実行していくことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化として、取締役の任期を1年とし、また社外取締役及び社外監査役のうち4名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。このような役員体制のもと、毎月定例的に開催する取締役会では、各社外取締役及び社外監査役は、取締役会の重要な意思決定及び業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担うなど、経営の透明性と健全性の確保及び環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能の強化を図っております。なお、監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務遂行状況を監査するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性を高めております。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成27年5月27日開催の取締役会の決議及び平成27年6月25日開催の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の決議に基づき、「当社株式の大量買付行為への対応策」（買収防衛策）を継続いたしました（以下、「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、（i）事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、（ii）当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、（iii）株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置を発動するか否か、及び、対抗措置を発動するか否かについて株主総会に諮るか否かの判断については、その客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、独立委員会に必ず諮問することとします。

本プランは、以下の ないし のいずれかに該当またはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。以下「大量買付行為」といいます。）を適用対象とします。

当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得

当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得

当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主との間で当該他の株主が当該大量買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為

大量買付行為を行う大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言を含む書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式を大量買付者に対して交付いたします。大量買付者は、当社が交付した書式に従い、当社株主の皆様との判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社に提出していただきます。

大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、大量買付行為の内容の評価、検討、協議、交渉、代替案作成のための期間として、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の取締役会評価期間を設定します（なお、止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、最大30日間延長することができます。）。

独立委員会は、大量買付者及び当社取締役会から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得て大量買付行為の内容の評価・検討等を行い、取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動または対抗措置発動の可否等につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会の前述の勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動に関する会社法上の機関としての決議または株主総会招集の決議その他必要な決議を遅滞なく行います。対抗措置発動の可否等につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日以内に株主総会を開催することとします。当社が本プランに基づき発動する大量買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社の定款上認められている措置とします。対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大量買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大量買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとし、

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ndensan.co.jp/ir/press.htm>）に掲載の平成27年5月27日付プレスリリースをご覧ください。

#### 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、上記に記載した当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動もしくは不発動または株主総会招集の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である外部専門家等を利用することができることとされていること、本プランの有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、上記に記載した当社の基本方針に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### (4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、323百万円であります。

当第1四半期累計期間において新たに開始した研究開発活動は、以下のとおりであります。

研究開発	セグメント の名称	研究開発の内容	研究開発費 計画値 (百万円)	研究開発期間
Reams.NET 機能強化開発	公共分野	Reams.NETに対して共通的に視覚性と利便性向上のシステム改善を行い、あわせて57機能をシステム開発する。	77	平成27年5月 ～平成27年9月

## (5) 生産、受注及び販売の実績

## 生産実績

当社の生産は、サービスメニューごとの規模等により作業手順、作業時間、工程管理等が異なります。さらに、受注形態も個別かつ多岐にわたっている上に完成後直ちに顧客へ引き渡しており、生産実績は販売実績とほぼ一致しているため記載をしておりません。

## 受注状況

当第1四半期累計期間の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
公共分野	994,080	57.8	6,330,673	90.7
産業分野	761,549	358.9	2,478,026	131.8
合計	1,755,629	90.9	8,808,699	99.4

なお、当第1四半期累計期間の受注状況を業務の種類別に示すと、次のとおりであります。

業務の種類別	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
情報処理・通信サービス	112,333	63.4	1,904,123	94.5
ソフトウェア開発・ システム提供サービス	772,026	59.9	4,642,561	93.7
システム機器販売等	583,338	178.3	756,115	186.7
その他関連サービス	287,931	206.4	1,505,898	101.4
合計	1,755,629	90.9	8,808,699	99.4

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記受注残高のうち、当事業年度内に売上計上が予定されている金額は8,087,636千円であります。

## 販売実績

当第1四半期累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
公共分野	1,787,249	86.0
産業分野	714,156	107.2
合計	2,501,406	91.2

なお、当第1四半期累計期間の販売実績を業務の種類別に示すと、次のとおりであります。

業務の種類別	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
情報処理・通信サービス	802,844	98.0
ソフトウェア開発・ システム提供サービス	1,090,910	93.4
システム機器販売等	276,719	70.9
その他関連サービス	330,932	90.4
合計	2,501,406	91.2

(注) 1. 前第1四半期累計期間及び当第1四半期累計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 前第1四半期累計期間及び当第1四半期累計期間の輸出高の総額及び販売実績に対する輸出高の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出割合は、輸出を行っていないため、記載しておりません。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(6) 主要な設備

前事業年度末において計画中であった主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第1四半期累計期間に著しい変更があったものは、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (長野県長野市)	全社	クラウド仮想サーバ ストレージ増設	11,620	-	自己資金	平成27年 8月 (注)	平成27年 10月 (注)	増加能力の 測定不能

(注) 当初の計画に比べ、着手予定年月が2ヶ月延期、完了予定年月が3ヶ月延期となりました。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の当第1四半期会計期間末における、総資産に占める有利子負債(リース債務は除く)は26.8%になっており、前事業年度末と比較して比率が0.5ポイント減少しております。今後は、営業活動によるキャッシュ・フローにより有利子負債の削減を進めてまいります。



## 第3【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

## 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,837,200	5,837,200	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	5,837,200	5,837,200	-	-

## (2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年5月20日
新株予約権の数(個)	2,910
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	291,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,311(注)2
新株予約権の行使期間	自平成30年7月1日 至平成32年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記3.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記3.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 4. 行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の平成30年3月期における営業利益が1,200百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、平成28年3月期及び平成29年3月期のいずれかの期の営業利益が300百万円を下回った場合には、平成30年3月期の業績目標を達成した場合でも本新株予約権を行使することができない。
- (2) 上記4.(1)における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高(千円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日	-	5,837,200	-	1,395,482	-	1,044,925

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 291,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,544,800	55,448	権利内容に限定のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 600	-	-
発行済株式総数	5,837,200	-	-
総株主の議決権	-	55,448	-

(注)「電算従業員持株会専用信託」の信託財産(所有名義「野村信託銀行株式会社(信託口)」75,400株(議決権の数754個)は、会計処理上、自己株式として扱っておりますが、当該株式は、電算従業員持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い議決権行使されるため、「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれておりません。

【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社電算	長野県長野市鶴賀七瀬中町276番地6	291,800	-	291,800	5.00
計	-	291,800	-	291,800	5.00

(注)「電算従業員持株会専用信託」の信託財産(所有名義「野村信託銀行株式会社(信託口)」75,400株(議決権の数754個)は、会計処理上、自己株式として扱っておりますが、当該株式は、電算従業員持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い議決権行使されるため、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成27年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,534,835	3,256,116
受取手形及び売掛金	4,872,298	1,901,247
商品	46,927	152,704
仕掛品	288,585	432,913
原材料及び貯蔵品	32,375	36,111
その他	1,106,900	1,040,213
貸倒引当金	1,491	929
流動資産合計	7,880,431	6,818,377
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	5,271,150	5,186,589
土地	1,732,845	1,732,845
その他(純額)	587,577	549,214
有形固定資産合計	7,591,574	7,468,649
無形固定資産	230,848	344,770
投資その他の資産		
その他	1,553,614	924,352
貸倒引当金	10,426	10,455
投資その他の資産合計	1,543,188	913,896
固定資産合計	9,365,611	8,727,317
資産合計	17,246,042	15,545,694

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成27年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,031,485	505,017
短期借入金	3,214,000	2,754,000
1年内返済予定の長期借入金	317,040	317,040
未払法人税等	78,637	12,248
賞与引当金	674,089	339,754
製品保証引当金	2,582	2,341
受注損失引当金	-	12,039
その他	1,492,169	1,450,686
流動負債合計	6,810,005	5,393,127
固定負債		
長期借入金	1,169,520	1,090,260
退職給付引当金	1,176,909	1,183,101
資産除去債務	405	405
その他	463,609	418,923
固定負債合計	2,810,445	2,692,690
負債合計	9,620,450	8,085,817
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,395,482	1,395,482
資本剰余金	1,058,068	1,062,982
利益剰余金	5,407,013	5,689,333
自己株式	796,199	777,473
株主資本合計	7,064,365	7,370,324
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	561,227	82,276
評価・換算差額等合計	561,227	82,276
新株予約権	-	7,275
純資産合計	7,625,592	7,459,876
負債純資産合計	17,246,042	15,545,694

( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

( 単位：千円 )

	前第1四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	2,743,572	2,501,406
売上原価	1,820,935	1,640,547
売上総利益	922,636	860,858
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	304,998	273,458
賞与引当金繰入額	106,048	93,928
研究開発費	317,623	323,597
貸倒引当金繰入額	178	474
その他	366,767	360,372
販売費及び一般管理費合計	1,095,260	1,050,883
営業損失( )	172,624	190,024
営業外収益		
受取利息	101	102
受取配当金	3,652	3,905
為替差益	-	2,957
その他	1,018	1,139
営業外収益合計	4,772	8,104
営業外費用		
支払利息	5,156	5,505
為替差損	284	-
新株予約権発行費	-	2,700
その他	193	179
営業外費用合計	5,634	8,385
経常損失( )	173,485	190,305
特別利益		
投資有価証券売却益	-	676,636
特別利益合計	-	676,636
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失( )	173,485	486,330
法人税、住民税及び事業税	12,558	2,704
法人税等調整額	55,880	108,490
法人税等合計	43,321	111,194
四半期純利益又は四半期純損失( )	130,164	375,136



【注記事項】

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っておりません。

(1) 取引の概要

当社は、平成25年5月27日開催の取締役会において、従業員に対して当社の中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生の増進策として、持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下「本プラン」という。)の導入を決議いたしました。

本プランは、「電算従業員持株会」(以下「持株会」という。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「電算従業員持株会専用信託」(以下「従持信託」という。)を設定し、従持信託は、その設定後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。

なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証しているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済いたします。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

従持信託における帳簿価額は前事業年度157,157千円、当第1四半期会計期間138,431千円であります。

従持信託が所有する当社株式は株主資本において自己株式として計上しております。

期末株式数は前第1四半期累計期間108千株、当第1四半期累計期間75千株であり、期中平均株式数は、前第1四半期累計期間116千株、当第1四半期累計期間80千株であります。

期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(四半期貸借対照表関係)

債務保証

以下のとおり、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成27年6月30日)
電算共済会	100,000千円	80,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
減価償却費	148,708千円	147,410千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月15日 取締役会	普通株式	99,232	17	平成26年3月31日	平成26年6月10日	利益剰余金

(注) 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式120千株に対する配当金2,050千円を含んでおります。

当第1四半期累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月13日 取締役会	普通株式	94,271	17	平成27年3月31日	平成27年6月10日	利益剰余金

(注) 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式85千株に対する配当金1,455千円を含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上 額(注)2
	公共分野	産業分野	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,077,648	665,923	2,743,572	-	2,743,572
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,077,648	665,923	2,743,572	-	2,743,572
セグメント損失( )	44,594	132,128	176,723	4,099	172,624

(注)1. セグメント損失の調整額4,099千円は、各報告セグメントに配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損失の合計は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上 額(注)2
	公共分野	産業分野	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,787,249	714,156	2,501,406	-	2,501,406
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,787,249	714,156	2,501,406	-	2,501,406
セグメント損失( )	102,075	86,848	188,924	1,100	190,024

(注)1. セグメント損失の調整額 1,100千円は、各報告セグメントに配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損失の合計は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( )	22円75銭	68円67銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額( ) (千円)	130,164	375,136
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額( )(千円)	130,164	375,136
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,720	5,462
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	平成27年5月20日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(新株予約権の数2,910個、目的となる株式の数291千株)

(注)1. 従持信託が保有する当社株式を、「1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前第1四半期累計期間116千株、当第1四半期累計期間80千株)。

2. 当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成27年5月13日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額 94,271千円

(ロ) 1株当たりの金額 17円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成27年6月10日

(注)1. 平成27年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

2. 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式85千株に対する配当金1,455千円を含んでおります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8月14日

株式会社電算

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 尾関 純 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩瀬 弘典 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社電算の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第51期事業年度の第1四半期会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社電算の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。